

監事監査報告書

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項に基づき、国立大学法人岩手大学の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの平成16事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類、及び附属明細書）、国立大学法人岩手大学事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監査を行った結果、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査方法の概要

会計監査人である中央青山監査法人から監査方法及び監査結果の報告を受け、財務諸表、国立大学法人岩手大学事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書を監査しました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人の監査の方法及び結果は「相当である」と認めます。
- (2) 財務諸表は、法令及び国立大学法人岩手大学業務方法書に従い、法人の財産及び運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 国立大学法人岩手大学事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書は、記載すべき事項を正しく示しており、特段指摘すべき事項は、認められません。
- (4) 学長及び理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令、若しくは国立大学法人岩手大学業務方法書に違反する重大な事実は認められません。

平成17年 6月24日

国立大学法人岩手大学

学長 平山 健 一 殿

国立大学法人岩手大学

監事 中原 祥 皓

監事 秋山 信 勝

独立監査人の監査報告書

平成17年6月20日

国立大学法人 岩手大学
学長 平山 健 一 殿

中央青山監査事務所

指定社員 公認会計士 徳見 浩一 氏
業務執行社員

指定社員 公認会計士 大橋 洋史 氏
業務執行社員

指定社員 公認会計士 藤原 道夫 氏
業務執行社員

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、学長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、国立大学法人等に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす国立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない国立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）が、国立大学法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、国立大学法人岩手大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上